

事務連絡
令和2年9月15日

各地方整備局等 住宅瑕疵担保履行法担当者 御中
(各地方整備局等から管内の都道府県へ転送)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
不動産業課
住宅局 住宅生産課

令和2年7月豪雨による被害及び感染症への対応に伴う特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく基準日届出の事務の取扱いについて

令和2年7月豪雨による被災地域の被害（以下「災害」という。）が極めて甚大であること及び新型コロナウイルス感染症の感染及び蔓延の防止（以下「感染症への対応」という。）の緊要性に鑑み、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号。以下「法」という。）第4条又は第12条の規定に基づく基準日の届出（以下「基準日届出」という。）の事務については、下記の点に留意されたく、通知する。

なお、個々の事務の取扱いにつき不明な点については、担当課と密接な連絡を取りつつ対応されたい。

記

一．災害に伴う取扱いについて

1．対象となる被災地域について

令和2年7月豪雨による災害に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域

2．上記1．の対象地域の事業者に係る基準日届出について

(1) 届出期限について

令和2年7月豪雨については、特定非常災害の被害者の権利利益の保

全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、令和 2 年 7 月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 2 年政令第 223 号）が制定され、特定非常災害として指定されるとともに、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等の措置について定められている。

このため、対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、第 22 回基準日（令和 2 年 9 月 30 日）に係る基準日届出をしようとする者（以下「届出事業者」という。）が、令和 2 年 7 月豪雨による災害のために、当該基準日届出を行うことができないと認められる場合には、令和 2 年 10 月 30 日までに当該基準日届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないこととされているため、留意されたい。

(2) 届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、令和 2 年 7 月豪雨による災害のために、第 22 回基準日に係る基準日届出において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成 20 年国土交通省令第 10 号）第 5 条又は第 16 条に定める書類の一部を添付することができない場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を添付させて、当該基準日届出を受理して差し支えない。

二. 感染症への対応に伴う取扱いについて

1. 届出書類について

届出事業者が、感染症への対応のために、届出期限内には書類の一部を添付することができない場合には、上記一. 2. (2)と同様に柔軟に取り扱われたい。

2. 届出方法について

感染症への対応を考慮して、従前どおり、郵送による基準日届出を活用するよう取り計らわれたい。

なお、基準日届出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）等の関係法令に基づき、制度上は既に電子署名を活用した電子情報処理組織による届出が可能とされているため、各許可行政庁又は免許行政庁の受付環境等が整う場合には、引き続き、デジタル手続法等に基づき適切に対応されたい。